

別紙新旧対照表 2

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1の第3に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、(1)の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。</u></p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 3

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 新規指定飼料添加物について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラサロシドナトリウム ア～エ (略)</p> <p><u>オ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1の第3に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、イの規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 新規指定飼料添加物について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラサロシドナトリウム ア～エ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 4

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムをそれぞれ含むことができる対象飼料の追加等について(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知)別紙1の第3に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、(2)の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムをそれぞれ含むことができる対象飼料の追加等について(1)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 5

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 新規指定飼料添加物について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム ア～エ (略)</p> <p><u>オ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの 制定について（平成27年6月17日付け27消安 第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙 1の第3に基づき管理が行われていることについ て、同ガイドラインの別添2の第1に基づき、独立 行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確 認を受けた事業場は、イの規定にかかわらず、別記 の管理方法を免除する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 新規指定飼料添加物について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 6

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム等の量の変更について</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1の第3に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、(2)の規定にかかわらず、別記1の管理方法を免除し、(3)の規定にかかわらず、肥育期用飼料と同様の管理方法を免除する。</u></p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム等の量の変更について</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 7

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成6年7月18日付け6畜B第1012号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 留意事項 1～3 (略)</p> <p><u>4 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定</u> <u>について（平成27年6月17日付け27消安第185</u> <u>3号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1の第3に基</u> <u>づき管理が行われていることについて、同ガイドライン</u> <u>の別添2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安</u> <u>全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、1及び</u> <u>2の規定にかかわらず、別記1～3の管理方法を免除す</u> <u>る。</u></p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 留意事項 1～3 (略)</p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>第3 (略)</p>

別紙新旧対照表 8

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成13年12月19日付け13生畜第4573号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項 1～3 (略)</p> <p>4 <u>飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙1の第3に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、1の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。</u></p> <p>第3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 改正に伴う留意事項 1～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>